居宅療養管理指導に関する注意点

1　みなし指定について

① 居宅療養管理指導を実施するに当たり、保険医療機関・保険薬局であれば介護保険の事業者として指定があったものとみなされます。（みなし指定）

② 医療機関等コード７桁の数字の前に３桁の番号を付番した 10 桁の番号が、介護保険の事業者番号になります。

医科・・・「４０１」　歯科・・・「４０３」　薬局・・・「４０４」

③ 介護報酬を初めて算定するときは、「福岡県国民健康保険団体連合会」に、「介護給付費の請求及び受領に関する届」の届出を行うとともに、国保連合会が作成した「介護給付費請求の手引き」を一読ください。

※「介護給付費請求の手引き」は、ホームページからもダウンロードできます。
福岡県国民健康保険団体連合会トップ
＞　事業者の皆様へ　　＞　介護給付費請求の手引き

2　共通事項

① 通院が困難な利用者が対象となります。

② 契約書、重要事項説明書、個人情報利用の同意書に関する手続きが終了してからサービスを開始してください。説明不足による苦情が寄せられています。

③ 居宅療養管理指導を、医師、歯科医師、薬剤師が算定するに当たっては、介護支援専門員に対する情報提供（文書や FAX、メールによるもの）が必要です。サービス担当者会議に参加した場合は、口頭での情報提供で構いません。

④ 情報提供を受けた介護支援専門員は、利用者の総合的なケアプランを作成する必要があり、頂いた情報をケアプランに役立てる必要があります。ケアマネジャー及び居宅サービス事業者とは密な連携を行ってください。

⑤ 利用者の１割、２割又は３割負担は必ず徴収し、領収書を交付してください。領収書は、高額介護サービス費や確定申告（医療費控除）の申請に必要となります。

⑥ 居宅に訪問して行う必要があり、通所介護事業所先やショートステイ先等で行うことは出来ません。

⑦ 訪問介護のサービスの時間帯等、他の居宅サービス事業所と同じ時間帯で、サービスを提供することは出来ません。

⑧ 「特別地域及び中山間地域」に居住している利用者に対して通常の事業の実施地域を越えて居宅療養管理指導を行う場合の加算は、運営規程で定めている通常の事業の実施地域外の「特別地域及び中山間地域」に居住している利用者が要件になります。運営規程に「特別地域及び中山間地域」を通常の事業の実施地域として定めている場合は算定できません。

3　医師・歯科医師による居宅療養管理指導

① 同一日に訪問診療又は往診が行われることが条件となっています。そのため、保険医療機関の所在地と利用者の居宅との距離が、16 キロメートル以内である必要があります。

② 主治の医師及び歯科医師が、１人の利用者に対して、それぞれ月２回まで算定することが出来ます。複数の医師又は複数の歯科医師が、それぞれ算定することは出来ません。

４　薬剤師による居宅療養管理指導

① 実施するに当たっては、医師又は歯科医師の指示が必要です。

② 薬局薬剤師は、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問する前に「薬学的管理指導計画」を策定する必要があります。

③ 他の医療機関又は薬局の薬剤師が居宅療養管理指導を行っている場合は、算定できません。

ただし、住所地の変更居住地の変更等により、現に居宅療養管理指導を行っている医療機関又は薬局からのサービスが受けられなくなった場合はこの限りではありません。その場合においても、以前に居宅療養管理指導を行っていた医療機関又は薬局から利用者の情報を適切に引き継ぐと共に、１月の居宅療養管理指導の算定回数の上限を超えないよう調整することが必要です。

④ 緊急の処方があった場合は居宅療養管理指導ではなく、医療保険の「在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料」の算定となります。

⑤ 介護保険の認定を受けている利用者については、介護保険が優先されるため、医療保険での「在宅患者訪問薬剤管理指導料」は算定できません。

（介護老人福祉施設については、末期の悪性腫瘍の患者に限って可。）

⑥ 薬の配達のみ、薬のセットのみで算定することは出来ません。

５　歯科衛生士による居宅療養管理指導

① 訪問診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該医療機関に勤務する（常勤・非常勤）歯科衛生士等が実施します。

② 居宅療養管理指導を算定する前に、利用者の居宅を訪問し、「口腔機能スクリーニング」及び「口腔機能アセスメント」を行い、作成した「管理指導計画」を利用者又は家族に交付しなければなりません。

③ 「管理指導計画」に基づき「１対１で 20 分以上」実地指導を行う必要があります。この場合、準備等の時間は除きます。

④ 介護保険の認定を受けている利用者については、介護保険が優先されるため、医療保険での「訪問歯科衛生指導料」は算定できません。（入院、入所中の者を除く。）

⑤ 開始時間と終了時間の記録が無い場合がありますので、必ず記載してください。

⑥ 単なる口腔清掃のみでは算定できません。

６　管理栄養士による居宅療養管理指導

① 通所サービスにおける「栄養改善加算」と同時算定は出来ません。